

よくあるお問合せ

■Q&A

- Q 「岸和田市農業参入エントリー制度」に登録していないが、申し込めるか？
→登録してなくとも、申し込みできます。
- Q 売却される農地は将来転用できるか？
→転用できません。農地としての利用に限られます。
- Q 売却される農地に、田 はないのか？
→田はありません。
- Q 申込書類は1区画ごとに提出するのか？
→募集単位は1区画ごとです。申込書類は1者につき1部です。
- Q 第2希望は記載必要か？
→第2希望まで申し込み可能です。ただし、第1希望と重複する区画番号は不可です。
- Q 複数区画を併せて申し込むことは可能か？
→複数区画をあわせて1申込とすることも可能です。
- Q 申込み資格は？（募集要項 3.申込資格 を参照）
→個人は農家、法人は農地所有適格法人であることが必要です。
→新規就農希望者は借地で経験を積むことから検討ください。
- Q 駐車場はあるか？
→ありません。車は購入された区画の入り口に駐車ください。
- Q 農地に水道、トイレ、電気はあるか？
→農地に水道（上水、下水）、トイレはありません。電気は近くに電柱が立っています。
- Q 農業用ハウスは建築できるのか？
→建築前に大阪府、岸和田丘陵土地改良区、本市等の許可が必要です。ハウスの構造等具体的なものでご相談ください。
- Q 水利費はいくらか？
→購入者は岸和田丘陵土地改良区の組合員となります。用水は土地改良区が管理するパイプラインから供給されます。ため池、パイプライン等農業用施設の維持管理などのための経費として、土地改良区に経常賦課金を納付することになります。令和5年度経常賦課金は1000㎡あたり25,000円です。
- Q 申込書類に押印する印鑑は実印か？
→個人は認め印でもかまいません。法人は印鑑証明書と同じ印です。
- Q 現地を見ることは可能か。
→可能です。現地をご覧になりたい方は事前に農林水産課にご連絡ください。